

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新				旧				
別表 1				別表 1				
参加者端末等によるデータの授受				参加者端末等によるデータの授受				
株券				株券				
1.(略)				1.(略)				
2. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受				2. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受				
(1) 統合Web端末における保管振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受				(1) 統合Web端末における保管振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受				
区分	データの種別	時間	備考	区分	データの種別	時間	備考	
1) 参加者からの入力データ	(略)			1) 参加者からの入力データ	(略)			
	前日交付請求	(略)	(略)		前日交付請求	(略)	(略)	
	交付未了訂正申告	交付日の午前9時から午後3時30分まで	交付未了分の取消しに限る。		(新設)			
	振替一時停止申告 (日本証券クリアリングの決済に係る振替)	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで			(新設)			
	一時停止申告・同解除申告(交付・振替未了分)	(略)	(略)		一時停止申告・同解除申告(交付・振替未了分)	(略)	(略)	
	前日質権口座振替・交付請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで 交付日の前営業日の午前9時から正午まで	東京事務所から交付を受けるものについては、午後4時までとする。		(新設)			
	当日質権口座振替請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで			(新設)			
	前日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の前営業日の午前9時から午後4時まで			(新設)			
	当日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時30分まで			(新設)			
	新預託株数申告	株券提出期日の午前9時から午後4時まで			(新設)			

	担保訂正申告	権利確定日等の翌営業日から起算して2営業日目の午前9時から午後4時まで	
	自己分通知訂正申告	自己分通知日の翌営業日以降の日の午前9時から午後3時30分まで	訂正は10年間同時間帯において受け付ける。
	前日担保指定証券振替・同解除請求	(略)	
(略)			
(略)			

(2) 統合Web端末における決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
(略)			

3. ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
(略)			
1) 参加者からの入力データ	自己分通知 (遅延及び訂正を含む。)	自己分通知日の午前3時から午後2時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は、午前8時から午後2時までとする。	自己分通知は午前9時までに 行う必要があるが、遅延及び訂正の場合は同時間帯において受け付ける。 訂正は10年間同時間帯において受け付ける。
(略)			

4. (略)

~ (略)

附 則

この改正規定は、平成17年2月14日から施行する。

(新設)			
(新設)			
	前日担保指定証券振替・同解除請求	(略)	
(略)			
(略)			

(2) 統合Web端末における決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
(略)			

3. ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
(略)			
1) 参加者からの入力データ			(新設)
(略)			

4. (略)

~ (略)